

⑬登録実用新案審判請求公告(Ⅰ) 204

⑮Int. Cl.³ 識別記号 庁内整理番号
A 47 L 5/00 6420-3 B

登録実用新案第1193842号(実公昭52-1180号)
に関する訂正の審判請求事件

⑯公告 昭58.11.26 審判請求 昭57.3.26 審判番号 昭57-5444

⑰請求人 東京電気株式会社 東京都目黒区中目黒2丁目6番13号

⑱代理人 柏木 明 (全4頁)

㊟電気掃除機

審判請求の要旨

本件審判請求の要旨は、実用新案登録第1193842号の明細書及び図面を、本件審判請求書に添付された訂正明細書及び図面のとおりに、すなわち

1. 実用新案登録請求の範囲において、「集塵室に連通する塵捨口とフィルターとを有する集塵ケース」とあるのを、実用新案登録請求の範囲の範囲を目的として、「集塵室に連通する塵捨口とこの塵捨口をふさぐことなく設けられたフィルターとを有する集塵ケース」と訂正し、
2. 明細書第3頁第14行~第15行の「塵捨口とフィルターとを有する」を、明瞭でない記載

の釈明を目的として、「塵捨口とこの塵捨口をふさぐことなく設けられたフィルターとを有する」と訂正し、

3. 明細書第5頁第3行の「隔壁5」を、誤記の訂正を目的として「隔壁5」と訂正し、
4. 明細書第6頁第2行の「フィルター14」を、明瞭でない記載の釈明を目的として、「前記塵捨口↑2をふさぐことなくフィルター14」と訂正し、
5. 図面中第1図の隔壁の指示符号「5」を誤記の訂正を目的として「5」に訂正しようとするものである。

訂 正 明 細 書

㊟電気掃除機

㊟実用新案登録請求の範囲

集塵室に連通する塵捨口とこの塵捨口をふさぐことなく設けられたフィルターとを有する集塵ケースを本体ケースに着脱自在に設け、前記集塵ケースを前記本体ケースから分離したとき、前記フィルターに干渉してその塵落しを行なう除塵体を前記集塵ケースに設けるとともに、前記本体ケース側からエネルギーを受けて前記除塵体を駆動させるエネルギーを一時的に蓄える蓄力部を設けたことを特徴とする電気掃除機。

考案の詳細な説明

この考案は、フィルターの塵落しを行ないうる

電気掃除機に関するものである。

従来、この種の電気掃除機には種々のものが存するが、フィルターの目詰りを防止するためのフィルターの塵落し操作と、集塵室内に蓄えられた塵埃の塵捨て操作とはそれぞれ別個に行なわれるように構成されているものである。そのため、塵捨てだけを行なってもフィルターは依然として塵が付着している状態であり、また、フィルターの塵落しをあらかじめ行なつたときには、集塵室内に細塵が浮遊していることにより、落着くまで待つつかあるいは塵捨て場所に本体ケースまでもとも運んで集塵ケースを分離する等の手段を採らな